

## とわだ逸品マーク取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、十和田市産の農林水産物やその加工品などのとわだ産品を広くPRするため、十和田市が制定した「とわだ逸品マーク」(以下「マークという。」)の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「とわだ逸品」とは、次の各号のいずれかを満たし、かつ、一定の生産量または品質を有するものとして市が認めるものとする。

- (1) 十和田市内で生産(採取、漁獲を含む。)された農林水産物であること。
- (2) (1)を主な原材料として使用して製造された加工品であること(工芸品を含む。)
- (3) その他特色ある特産加工品(工芸品を含む。)

### (対象者)

第3条 マークの使用許可の申請を行うことができる者は、とわだ産品の販売促進の趣旨に賛同する個人、法人又は団体とする。

### (マークを表示できる対象物)

第4条 マークを表示できる対象物は、次の各号に掲げるものとし、使用にあたっては、別に定める使用基準に従うこととする。

- (1) 農林水産物及び加工品等 シール、パッケージ、掛紙、包装用箱
- (2) 啓発物 ポスター、チラシ、法被等の衣類、のぼり旗
- (3) その他市長が適当と認めるもの

### (使用許可の申請)

第5条 マークの使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、とわだ逸品マーク使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

### (使用許可の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請について、その内容を審査し、適当と認めたときは、とわだ逸品マーク使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の許可について次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 農産物の生産にあたっては安全管理を徹底するものとし、特に農薬の使用基準などを遵守するものとする。
- (2) 加工品の製造にあたっては、食品衛生法のほか、食品の表示に関する関係法令を遵守するものとする。
- (3) 必要に応じ、市が行う状況確認に協力すること。
- (4) 不適正使用があった場合は、自己責任により使用したマークを全て撤去すること。
- (5) 消費者から問い合わせがあった場合に備え、十和田市内で生産(採取、漁獲を含む)された農林水産物であること、または、それらを主な原材料とする加工品であることを証明する書類等を常備すること。
- (6) マークを表示した商品等の写真(画像データ)を提出すること。
- (7) 申請者が生産した商品でない場合は、生産又は製造者の了承を得ること。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、マークの使用が次の各号に該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、宗教又は思想の活動に使用するとき。
- (3) 市の信用や品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められるとき。
- (5) その他、市長が適当でないとき。

(使用の中止)

第8条 マーク使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、商品が製造中止となった場合等使用を中止しようとするときは、使用中止届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(使用の取り消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の取り消しを行うことができる。

- (1) 第5条第2項に掲げた使用条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により承認を受けたと認められたとき。
- (3) その他、市長が取り消しの必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用を取り消した場合は、使用取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、直ちに使用を中止しなければならない。

(苦情等の処理)

第10条 使用者は、マーク使用に係る農産物又はその加工品等に関して苦情等があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

## とわだ逸品マーク使用基準

マークを使用する際の基本デザイン、カラー表示は次のとおりとします。

### 【マーク基本形、イメージカラー】



○カラー表示にあたっては、次のイメージカラーを目安に最も近い色を指定してください。



特色 DIC250



特色 DIC100



特色 DIC197



特色 DIC121

- ※1 モノクロ、単色表現も可としますが、視認性に配慮した濃度設定としてください。
- ※2 形を変形する、ロゴの書体を変える、グラデーション表現は不可とします。
- ※3 背景は白を基本とします。白以外の場合は、アミ 10%程度の淡色の場合のみ可とします。